

# 旅行業法

## 第一条

この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。

## 第二条

この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

- 一 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為
- 二 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス（以下「運送等関連サービス」という。）を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為
- 三 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- 四 運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- 五 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為
- 六 前三号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- 七 第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等関連

サービスの提供について、**代理して契約を締結し、又は媒介**をする行為

**八** 第一号及び第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、**旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する  
手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供**する行為

**九** 旅行に関する相談に応ずる行為

- 2 この法律で「旅行業者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため前項第一号から第八号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。
- 3 この法律で「旅行業務」とは、旅行業を営む者が取り扱う第一項各号に掲げる行為（第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。）又は旅行業者代理業を営む者が取り扱う前項に規定する代理して契約を締結する行為をいう。
- 4 この法律で「**企画旅行契約**」とは、第一項第一号、第二号及び第八号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げる旅行業務の取扱いに関し、**旅行業を営む者が旅行者と締結する契約**をいう。
- 5 この法律で「**手配旅行契約**」とは、第一項第三号、第四号、第六号（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第七号（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第八号（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）に掲げる旅行業務の取扱いに関し、**旅行業を営む者が旅行者と締結する契約**をいう。

### 第三条

旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、**観光庁長官の行う登録**を受けなければならない。

### 第十二条の二

旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、**旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない**。国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 観光庁長官は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によってしなければならない。

- 一 旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 少なくとも**旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受及び払戻しに関する事項並びに旅行者の責任に関する事項が明確に（企画旅行を実施する旅行者にあつては、企画旅行契約と手配旅行契約その他の企画旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に）定められているものであること。**
- 3 旅行者等は、旅行業約款（旅行者代理業者にあつては所属旅行者の旅行業約款、第十四条の二第一項又は第二項の規定により他の旅行者を代理して企画旅行契約を締結することができる者にあつては当該他の旅行者の旅行業約款）をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。